



2022年2月16日

各 位

会社名 ダイ ト ロ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 土屋 伸介
(コード番号 7609 東証第1部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 管理本部長 毛利 肇
(TEL.06-6399-5041)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年2月7日付の適時開示資料「定款一部変更に関するお知らせ」につきまして、誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正箇所

2. 変更の内容 別紙

2. 訂正の内容

訂正の内容は、次のとおりであります。

(訂正前)

現行定款	変更案
(新設)	附則 第1条 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 第3条 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または本附則第2条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(訂正後)

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>第1条 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 訂正理由

変更案の表記について記載ミスが判明いたしましたので、訂正するものであります。

以 上